≪草津市立クリーンセンター≫

一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

［廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第2項（公表）、第8条の4（記録及び閲覧）］

令和3年度

〇処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量［施行規則第4条の5の2第1号イ、第4条の7第1号イ］

種類	焼却ごみ												
年月	R3.4月	R3.5月	R3.6月	R3.7月	R3.8月	R3.9月	R3.10月	R3.11月	R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	合計
焼却量（t）	3,192.38	2,444.34	3,254.49	2,394.26	3,370.61	3,053.37	1,299.94	3,737.93	2,743.49	2,972.92	2,365.20	3,172.47	34,001.40

〇燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続測定）、集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続測定）、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続測定）［施行規則第4条の5の2第1号ロ、第4条の7第1号ロ］

測定を行った位置	別紙1のとおり
測定の結果の得られた年月日	連続測定結果は、インターネットで公表する ことが難しいため、クリーンセンターで公表します
測定の結果	

〇冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日［施行規則第4条の5の2第1号ハ、第4条の7第1号ハ］

・冷却設備（ボイラー）

年月	R3.10	R3.12						
1号炉	12～16							
2号炉		19～23						

※冷却設備（ボイラー）…蒸気式（スートブロー方式）洗浄装置による連続除去

・排ガス処理設備（バグフィルター）…空気式（パルスエア方式）洗浄装置による連続除去

〇煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙量又はばい煙濃度［施行規則第4条の5の2第1号ニ、第4条の7第1号ニ］

・ダイオキシン類の濃度

	1号炉	2号炉	基準値 （管理値）
排ガスを採取した位置	別紙1のとおり		
排ガスを採取した年月日	10月4日	10月5日	
測定の結果の得られた年月日	11月18日	11月18日	
測定の結果（ng-TEQ/m^3N）	0.00010	0.000021	1 （0.1）

※各炉ダイオキシン類濃度は年に1回測定しています

・ばい煙濃度

［1号炉］

排ガスを採取した位置		別紙1のとおり						基準値 （管理値）
排ガスを採取した年月日		4月5日	6月1日	8月2日	10月4日	12月1日	2月1日	
測定の結果の得られた年月日		5月6日	6月22日	8月30日	11月18日	12月28日	2月24日	
測定の結果	水銀（μg/m^3N）	0.3未満	―	―	0.3未満	―	―	50 （50）
	硫黄酸化物（K値）	0.016	0.0041	0.0088	0.014	0.031	0.0038	8.76 （0.2）
	ばいじん（g/m^3N）	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.006	0.08 （0.02）
	塩化水素（mg/m^3N）	1.4	4.4	2.1	9.2	1.8	9.4	700 （130）
	窒素酸化物（ppm）	42	31	39	42	40	53	250 （80）

［2号炉］

排ガスを採取した位置		別紙1のとおり						基準値 （管理値）
排ガスを採取した年月日		4月5日	6月1日	8月2日	10月5日	12月1日	2月1日	
測定の結果の得られた年月日		5月6日	6月22日	8月30日	11月18日	12月28日	2月24日	
測定の結果	水銀（μg/m^3N）	0.3	―	―	0.3未満	―	―	50 （50）
	硫黄酸化物（K値）	0.016	0.0055	0.0086	0.016	0.005	0.017	8.76 （0.2）
	ばいじん（g/m^3N）	0.001	0.004	0.001	0.005	0.001	0.001	0.08 （0.02）
	塩化水素（mg/m^3N）	1.5	6.5	1.8	12	4.4	10.0	700 （130）
	窒素酸化物（ppm）	49	32	40	43	48	52	250 （80）

※各炉ばい煙濃度は2か月を超えない期間に1回測定しています

※新クリーンセンター更新整備工事竣工により、当施設は平成30年3月16日より稼働しています